

委任状

年 月 日

委任者 住所（所在地）

氏名（法人名）

実印

長野県県税等徴収金（自動車税・自動車取得税）に係る過誤納金とこれらに加算される還付加算金を受領する一切の権限を下記のとおり委任します。

記

登録番号	長野・松本・諏訪																	
受任者	郵便番号	〒				—												
	住所 (所在地)	県								方書								
	氏名 (法人名)																	
	連絡先の 電話番号	自宅 勤務先 携帯	() —					法人の場合 担当者氏名										
受領方法 (該当番号を○で 囲んでください)	1 口座振込を希望する。 銀行（金庫・組合・農協） 支店（支所） 1 普通 2 当座 口座番号 <table border="1"><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> 口座名義（カタカナ） 2 八十二銀行の本（支）店の窓口で受け取る。（受任者の住所が長野県内の場合のみ）																	
還付理由 (該当番号を○で 囲んでください)	発生日 年 月 日 （必ず記入してください。） 1 抹消 2 重複納入 3 その他（理由を具体的に書いてください。）																	
納税通知書の住所と印鑑証明書の住所が異なる場合には、最初に登録したときの住所を次の括弧内に記入してください。 ()																		

※ 添付書類 **押印した印鑑の印鑑証明書（発行後 6 ヶ月以内の原本）**。なお過誤納金が発生することとなった領収書の提示（口座振替領収書を除く）があったときは、印鑑証明書の添付が無くても受理します。）

(注) 1 自動車税にあたっては、委任状の提出期間は抹消登録の日以後、15日以内（必着）です。抹消予定の場合は受理できません。なお、提出期限が休日にあたる場合は、その前日となります。詳しくは地方事務所税務課または県庁税務課までお問い合わせください。

2 納税通知書の氏名（法人名）に変更が生じた場合は、その事実を証明する書類（戸籍抄本、登記事項証明書等）を添付してください。

3 この委任状を提出された場合でも、委任者に未納の徴収金があるときは、地方税法第17条の2の規定により当該未納の徴収金に充当するため、委任状の受任者に還付されないことがあります。